

SARTRAS

さあとらす

vol. 1
2024
JANUARY

創刊号



巻頭言
文化庁長官

都倉 俊一

連載

親しもう！
教育と著作権



文化庁長官

都倉 俊一



著作権広報誌『さあとりす』の創刊に寄せて、心より御祝い申し上げます。

著作権者等への補償金の支払により教育現場での著作物のインターネット送信等について個別の許諾手続を不要とする授業目的公衆送信補償金制度は、新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するため、当初の予定を早めて令和2(2020)年から施行されました。以来、我が国においては、教育のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるための基盤として、本制度を活用したオンラインでの教育活動が多く現場で実践され、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた後も、オンラインでの教育活動は引き続き効果的な教育手法として定着していくものと認識しています。本制度の継続的な運用、ひいては教育と文化の振興のために、補償金の管理を一元的に担う一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)が果たす役割は大きく、補償金の収受・分配だけでなく、本誌の発行等を通じて教育現場とクリエイターとの橋渡し役となっていくことも期待しています。

著作権法では、補償金の総額のうち一定の割合の額を著作権等の保護、新たな創作活動や文化芸術普及に資する共通目的事業に支出することとされていますが、本誌も共通目的事業の一つとしてSARTRASが「著作権に親しむ」というコンセプトのもと発行に取り組む広報誌と伺っ

ております。ともすれば、著作権は難解、かつ手続等も煩雑というイメージがあるかもしれませんが。私も含め多くのクリエイターは、思いやメッセージを込めて創った作品をたくさんの人に伝えたいからこそ日々の創作活動に励んでいるものです。一方で、そのようにして生まれる著作物だからこそ、正しい理解をもって適切に利用していただきたいとも願うのです。皆さまにも継続的に本誌を手にとって著作権に親しみをお持ちいただくことで、その理解の一助になれば幸いです。

授業目的公衆送信補償金制度により、さまざまな著作物を使ったより充実した授業が行われるとともに、教育機関の設置者の方々からお支払いいただく補償金がクリエイターへ還元され、それがクリエイターの次なる創作につながることで、やがては新たな著作物が教育現場に還っていきます。この著作物の利用と保護の好循環が図られることが重要であり、教育関係者と文化芸術関係者におかれては互いの立場を理解され、我が国において創造性豊かな子供たちが育つとともに、文化芸術がますます発展していくことを願っています。

Profile

都倉俊一(とくら・しゅんいち)／東京都出身。学習院大学在学中に作曲家としてデビュー、1970年代からヒットメーカーとして、「日本レコード大賞作曲賞」をはじめ数多くの賞を受賞する。世に出したヒット曲数は1,100曲を超え、レコード売上枚数は6千万枚を超える。その他多くの映画音楽、テレビ音楽を手掛ける。2010年に一般社団法人日本音楽著作権協会会長、2011年に文化庁文化審議会正委員、2016年にアジア・太平洋音楽創作者連盟執行委員会会長にそれぞれ就任。2018年に文化功労者を顕彰、2021年4月に文化庁長官に就任、現在に至る。

『さあとらす』 発刊のごあいさつ

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会

理事長・代表理事 **土肥 一史**



一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS・サートラス）は、この名称からお分かりのように、著作権者および著作隣接権者のために、授業目的での著作物等の公衆送信利用に関する補償金を収受し、これを権利者に分配することを主たる目的として文化庁長官より指定を受けた我が国唯一の指定管理団体です。

世界最初の著作権法制度は、1709年に英国で制定されたアン法に由来することはよく知られていますが、このアン法の正式な名称は、いささか長く、「印刷された書籍の著作者らに印刷物の複製権を本法に定める期間付与することによって、教育を奨励することを目的とする法律」といいます。この法律によって、著作者には21年間または14年間の印刷書籍を複製する独占権が与えられ、海賊行為を禁圧するとともに、有益な書籍の執筆・刊行・輸入が奨励されていました。

米国でも、建国当初、青少年に教科書が極めて不足していた状況から、著作者を保護することで公的教育の充実を求める活動が進められました。この結果生まれた米国最初の著作権法の名称は、「地図、チャート及び書籍の複製を著作者と複製権の保有者に一定期間与えることにより、教育を奨励する法律」とされています。このように英米の著作権法制度は、教育の奨励・促進と密接な関係をもって生まれたことが分かります。

当協会は、幼稚園から大学までの教育機関の先生方が授業等で公衆送信された著作物等に係る補償金を権利者に適切に分配する事業を進め、ICT活用教育と教育資源の質の向上に貢献してまいります。分配事業を適切に行うためには、先生方などの著作物等が利用されたのかを当協会にお知らせいただく必要があります。現在、「TSUMUGI(つむぎ)」システムから簡易な方法で利用報告ができますので、調査対象校となった先生方にはご協力をお願いする次第です。

また、当協会は、著作権法の定めに基づき、収受した補償金から政令で定められた額を、著作権等の保護や著作物の創作の振興等に資する事業のために支出しております。2022年度は、公募による申請の中から、委託事業1件と助成事業38件を、有識者6名を含む13名の委員会において選定し、各事業が現在進められています。

こうした分配事業や助成事業をより効率的かつ適正に進めていくうえで、本誌は、教育関係者と権利者相互の意見交換の場として、今後、一層充実させていきたいと思っておりますので、皆さまの声をお聞かせください。

親しもう！ 教育と著作権

第1回 著作物とは何か

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生にわかりやすく
解説していただきます。

解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美



著作権を怖がらないですむように…

この度、教育と著作権をテーマに連載を担当することになりました。よろしくお願いいたします。

インターネットが普及し、SNSなどを通じて誰もが発信できる時代が来て、今や「著作権」という言葉が社会で広く知られるようになりました。学校の先生方も、学校教育の中で日々多くの著作物を取り扱いながら、ときには「これは無断で使っても大丈夫なのか」と不安に感じることもあると思います。

著作権に関する知識は、学校教育においても非常に重要です。著作権について理解し適切に利用することで、著作権者の権利を尊重し、社会的なルールを守ることができます。この連載では、読者が著作権法について初心者であることを前提に、著作権について基礎のキソからお話しします。先生方が、自信をもって著作物を取り扱えるようになる一助としていただきたいと思います。

出発点－著作物とは何か

初回のテーマは「著作物とは何か」です。著作権と

は、著作物を創作した人(またはその権利を譲り受けた人)が、その著作物を独占的に利用する権利です。対象が「著作物」でなければ著作権の問題は生じないので、何かの素材を使う場合、それが著作物かどうかを最初に考える必要があります。

著作物とは

著作物とは、「思想や感情を創作的に表現したものです」(著作権法第2条1項1号)。一言でいうなら「創作的な表現」です。

著作権法は、著作物の例として図1のようなものを挙げています(著作権法第10条)。

著作物は「創作的な表現」のことですが、芸術的であることまでは必要はなく、作者の個性が発揮されている程度で足ります。生徒が描いた絵や素人が撮影した写真も、多くの場合は著作物です。

著作物＝無体財産

著作物は財産として保護されていますが、「無体財産」とであるという特徴を持っています。

「無体財産」とは、物理的な形を持たない財産のこと

図1 著作物の例

1 小説・脚本・講演など
(言語の著作物)

4 美術

7 映画(広く動画を含む)

2 音楽(歌詞・楽曲)

5 建築(創作性のあるもの)

8 写真

3 舞踏・無言劇
(振付やパantomの動き)

6 図形(設計図や地図など)

9 コンピュータープログラム



とです。土地や建物などの有形財産は、物理的な形を持っているため、目に見える形で存在しています。一方、著作物は、物理的な形を持たないため、目に見える形で存在するわけではありません。例えば、小説や音楽は、紙やCDなどの物理的な媒体に記録されることがありますが、それらの媒体は著作物そのものではありません。著作物は、作者が創作した思想や感情を表現したものであり、思想や感情は物理的な形を持たないため、「無体財産」なのです。書籍を購入すると印刷された有体物の所有権を持つことにはなりますが、書籍に印刷されている「小説」という情報自体の権利は、著作権者が持ち続けることになります。

著作物にあたらないものの例

学校で取り扱うあらゆる「情報」は著作物なのではないか、と思うかもしれませんが、世の中には「著作物ではない情報」もたくさん存在します(ただし、これらの「情報」の中には、個人情報保護法で守られている個人情報のように、他の法律で利用が制限されているものもあります)。

著作物にあたらないものの例としては、以下のものがあります。

①歴史的事実・データ

単なる歴史的事実やデータは、思想や感情を表現したものとはいえません。例えば、「1868年に明治に改元された」という事実は誰かが創作したのではなく、実際に起こった出来事なので、誰も事実自体を独占することはできません。

「1950年以降の札幌の気温の変化」というようなデータも、客観的事実の集積であって著作物ではありません。気温の変化をシンプルに表示したグラフも、思想や感情の表現とはいえません。

②ありふれた表現・題名・ごく短い文章

「2023年は東京の夏日が140日を超えました」というような表現は、創作性を欠くので著作物にはあたりません。ごく短い文章や、キャッチフレーズや題名は、一般的に「創作性を欠く」と判断される可能性が高くなります。もっとも、俳句はわずか17音でも



著作物にあたる場合が多いでしょう。

③アイデア・コンセプト

小説や映画、ゲームなどにおける世界観や、アニメのキャラクター設定(例：未来から来た猫型ロボット)は、それ自体はアイデアであり、著作物として保護されていません。実際にキャラクターを表現したイラストなどは、著作物として保護されることになります。

④応用美術(実用品のデザインなど)

一般論としては、家具、衣服、容器といった実用品のデザインは著作権では保護されません。実用品のデザインの保護のために意匠権という別の制度が設けられています。ただし、実用品のデザインでも、美術品として鑑賞の対象になるほどの美術性が高い場合は著作物になる可能性があるので、注意が必要です。

今回は著作物について説明しました。次回は、著作権の中身についてお話ししたいと思います。

(写真撮影：中村ハヤト、イラスト：たかはしれいこ)

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ まみ)

日本と米国ニューヨーク州の両方の弁護士の資格を持つ。高樹町法律事務所に所属。出版、放送、映像、演劇、音楽、ゲームなど、アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。著作権に関する各種メディアでの執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、通常の弁護士業務の傍ら、小中高の子どもたちを対象にした法教育の活動を続けている。



授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の事業内容についてご紹介します。

① SARTRASってどんな団体？

SARTRAS(サートラス)は、正式には「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」といいます。授業におけるICT活用の一層の推進を図ることを主な目的として、2018年の著作権法(以下単に「法」といいます。)改正によって創設された、「授業目的公衆送信補償金制度」を運営する日本でただ一つの文化庁長官の指定管理団体です。

SARTRASは、授業に使われる「著作物、実演、レコード、放送及び有線放送」(以下「著作物等」といいます。)の権利者の利益を代表する団体を構成員としています(法第104条の12)。具体的には、新聞、言語等(脚本、文芸)、視覚芸術(美術、写真、漫画)、出版、音楽(作詞・作曲家、レコード、実演)、映像等(放送、有線放送)の権利者を代表する団体で運営されています。

② SARTRASって何をしている団体？

SARTRASは、教育機関の設置者から授業で利用される著作物等の補償金を収受し、その補償金を著

作物等の権利者に分配します。また、収受した補償金の一部で著作権及び著作隣接権の保護に関する事業や著作物の創作の振興および普及に資する事業(以下「共通目的事業」といいます。)を行っています。具体的には次の通りです。

①著作物等を公衆送信する学校の設置者(都道府県、学校法人等)から著作物等の権利者のために補償金を収受する団体です。

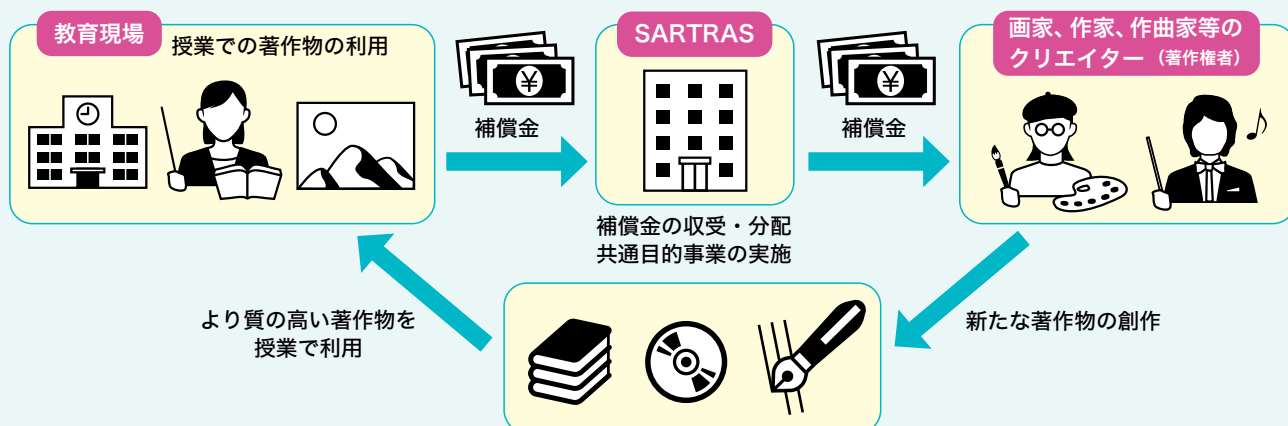
2022年度は、3,202設置者、35,130校から補償金利用の申し込みがあり、5,128,625,138円の補償金を収受しました。

②収受した補償金を権利者に分配する団体です。

収受した補償金は、全35,130校のうち約1,200校に対し、指定の1か月間に授業で使われた著作物等の利用報告をお願いし、その報告に基づき著作物等の権利者を特定したうえで、分野ごとの分配業務を担う団体(分配業務受託団体)を通じて、権利者に分配されています。なお、分配業務受託団体が未定の分野の権利者にはSARTRASが直接補償金を分配しています。

③収受した補償金の一定割合で共通目的事業を行う団体です。

授業に利用される著作物等は膨大で、そのすべてについて学校等から利用報告を受けることは困難です。そのため、利用報告に漏れて分配を受けられない著作物等の権利者もあります。また、利用報告があっても権利者がわからない著作物等が少なくないことが想定されます。そこで、法第104条の15により、SARTRASには、権利者全体の利益となる共通目的事





業の実施が義務付けられています。2022年度は、39件の共通目的事業を実施しており、この著作権情報誌の発行事業は2023年度の共通目的事業の一つとして行うものです。

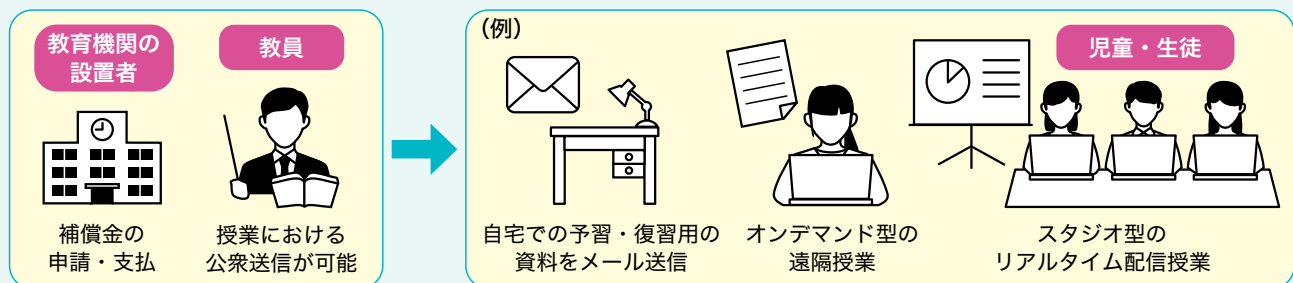
③ 授業目的公衆送信補償金制度とは

2018年の法改正で創設された制度で、SARTRASに補償金を支払うことにより、授業に必要と認められる範囲で、かつ著作権者の利益を不当に害しない限り、個別に著作権者の許諾をとらずに、教員が生徒

の端末に著作物を使用した教材を送信したり、サーバにアップロードしたりすることなどの公衆送信を行うことができるようになりました。

それまでは、同様の条件で著作権者の許諾なく無償で行うことができるのは、著作物等のコピー(複製)と遠隔合同授業(同時中継に限る)での公衆送信だけでした。

この制度をご利用いただく場合は、教育機関の設置者からSARTRASに補償金をお支払いいただく必要があることが法で定められています。



※改正著作権法第35条運用指針の範囲内での利用に限ります。

授業目的公衆送信補償金制度に関しては、詳細な資料をご用意しております。下記の二次元コードまたは右記のURLよりアクセスし、ご確認ください。



- ・授業目的公衆送信補償金制度とは
https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/bunkachoshiryo_20230430.pdf
- ・改正著作権法第35条運用指針
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>
- ・文化庁施行通知
<https://sartras.or.jp/bunkacho/>

(写真：photoAC)

information

『さあとらす』はPDF版もございます。右記の二次元コードより掲載ページにアクセスいただき、ご覧ください。

- 『さあとらす』に関する専用連絡フォームをご用意しています。専用フォームからは、下記に関するご連絡を受け付けております。必要事項をご入力の上、お送りください。

・本誌の内容に関するご感想、ご意見について

誌面の内容に関するご感想、ご意見をお寄せください。また、著作権や著作権隣接権に関する疑問やご質問がございましたら、お知らせください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

・本誌追加送付について

本誌の追加送付をご希望の場合は、ご希望数をお知らせください。無料でお送りいたします。
※なお、数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合がございます。

・著作権教育の実践例を募集しています

各教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間等での取り組みをお寄せください。お寄せいただいた取り組みは、ご連絡のうえ、本誌でご紹介させていただきます場合がございます。

- 『さあとらす』PDF版および専用連絡フォームへは、右記の二次元コードよりアクセスいただけます。



共通目的事業・自主事業

SARTRAS



本誌は SARTRAS 共通目的事業・
自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS

- p.2 | 巻頭言 都倉 俊一
- p.3 | 『さあとらす』発刊のごあいさつ 土肥 一史
- p.4 | 親しもう！ 教育と著作権
第1回 著作物とは何か 唐津 真美
- p.6 | SARTRASって何？

～学ぶ・使う・活かす～

教育現場のための著作権情報誌

さあとらす vol.1

2024年1月16日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

URL：<https://sartras.or.jp>

編集／制作協力：東京書籍株式会社／あすとろ出版株式会社

デザイン：宮田泰之

Copyright©2024 SARTRAS All rights reserved.

コード番号 92791

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。

表紙題字：鈴木智子
表紙写真：アマナイメーヅ